

EU と韓国が FTA に正式署名，2011 年 7 月 1 日に発効の見通し

2010 年 10 月 10 日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州連合（EU）と韓国は，10 月 6 日，EU と韓国間の自由貿易協定（FTA）に正式署名を行った。欧州委員会のカレル・ドゥグヒュト委員（通商担当），EU 理事会議長国ベルギーのステファン・ヴァンアッケレ外務大臣と，韓国のキム・ジョンフン通商交渉本部長によって署名が行われたものであり，同日に開催された首脳会談のメインイベントであった。

FTA の条文については，2009 年 10 月 15 日に EU および韓国によって仮署名が行われており，既に韓国語と 21 の EU の公式言語に翻訳が行われている。また，この正式署名に先立ち，EU の全ての加盟国は FTA に署名を行っていた。今後，欧州議会による同意とセーフガード履行規則の制定がなされれば，2011 年 7 月 1 日から暫定適用が開始される。

EU にとっては，初めてアジアの国と合意した FTA でもあることから脚光を集めており，コペンハーゲン・エコノミクスが行った調査によれば，非関税障壁の除去を考慮しなくてもなお，EU にとっては 191 億ユーロ相当の物とサービスの貿易が新たに生み出され，韓国にとっては 128 億ユーロ相当の貿易が生み出されるとされている。

知的財産権の保護については，EU がまとめた「EU に対する FTA の 10 の主な利益」の 6 番目の項目として取り上げられており，とりわけ地理的表示の高いレベルでの保護による EU の利益が強調されている。具体的な内容は以下のとおり。

#### 【6. 知的財産権の保護】

欧州の競争力のために，知的財産権の高いレベルでの保護とエンフォースメントは非常に重要である。著作権，意匠，エンフォースメント，地理的表示に関する規定を含む包括的な章（第 10 章）が EU－韓国 FTA に含まれている。たとえば，著作権については，EU の権利者にとって，自身の音楽やその他の芸術作品の韓国における使用に対して適切な対価を受け取る手続きが実行されることになる。エンフォースメントについては，知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）を大幅に上回る最新水準の規定を含んでいる。

韓国市場でとても高い評判を得ているワイン，蒸留酒，チーズ，ハム等の EU の地理的表示によって保護されている品質の高い EU の農産物を，韓国の消費者は強く求めているが，この FTA によって，商業的に重要な欧州の地理的表示に対する高いレベルでの保護が与え

られ、その結果、韓国市場における悪用を防止することができる。FTA によってたとえば以下のものが保護される。

- － シャンパン、スコッチまたはアイリッシュウイスキー、グラッパ、ウーゾ、ポーランドウォッカ
- － パルマハム、セゲドサラミ、バイヨンヌハム
- － マンチェゴまたはパルミジャーノ・レッジャーノチーズ
- － ヴィーニョヴェルデ、トカイワイン、ボルドーやリオハやムルファトラール等のその他の地域産のワイン
- － バイエルンビール、チェコビール

－ EU によるプレスリリースは、以下参照 ー

[EU and South Korea sign free trade deal](#)

－ 合意した条文は、以下参照 ー

[EU-Korea FTA online](#)

－ 「EU に対する FTA の 10 の主な利益」は、以下参照 ー

[EU-SOUTH KOREA FTA 10 KEY BENEFITS FOR EU \(PDF\)](#)

－ EU と韓国による首脳会談の共同プレスリリースは、以下参照 ー

[EU-Republic of Korea Summit, Joint Press Statement \(PDF\)](#)

－ 駐日 EU 代表部によるプレスリリースは、以下参照 ー

[EU と韓国、自由貿易協定に署名（日本語）](#)

－ EU と韓国の FTA 仮署名については、以下参照 ー

[欧州知的財産ニュース 2009 年 9～10 月号（Vol.34）](#)

(以上)